

優秀映画鑑賞推進事業実施要項

令和2年4月1日

館長 裁定

(趣旨)

第1条 広く国民に優れた映画の鑑賞の機会を提供するため、国立映画アーカイブ（以下「当館」という。）は、文化庁の協力のもと、各地の公立文化施設等と連携して、所蔵する映画フィルムの公開上映を実施するものとする。

(名称)

第2条 この事業の名称は、優秀映画鑑賞推進事業とする。

(委員会)

第3条 当館は、この事業を実施するため優秀映画鑑賞推進事業実施委員会（以下「委員会」という。）を設け、映画フィルム及び会場となる公立文化施設等（以下「会場施設等」という。）について協議し、選定するものとする。

- 2 委員会は、映画製作関係者、映画興行関係者、映画関係者及び学識経験者等をもって構成するものとし、委員10人以内で組織する。
- 3 委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(事業内容)

第4条 委員会において選定された会場施設等は、当館が委員会の協力を得て選定した映画フィルムのうちから、希望するものを公開上映する。

- 2 会場施設等は、事業を実施するに当たり、必要に応じて専門家による講演等を行うことができる。

(主催者等)

第5条 主催者は、当館及び会場施設等とする。

- 2 会場施設等は、必要に応じて開催地の教育委員会、関係団体、新聞社、放送局等を主催者に加え、又は協賛者とすることができる（以下、この要項において「共同主催者等」という。）。
- 3 会場施設等は、事業の実施に当たり、当該開催地の共同主催者等や映画興行関係者等で構成される実行委員会を設け、円滑に事業を進めるものとする。

(事業・経費の分担)

第6条 この事業の実施に関し、映画フィルムの提供、鑑賞の手引きの作成及びこれらの輸送等は当館が分担し、それ以外は、原則、共同主催者等が分担する。

2 前項により共同主催者等が事業分担する主な経費は、次のとおりとする。

- 一 公開上映の実施会場の使用料
- 二 公開上映の実施会場の設営及び整理に要する経費
- 三 公開上映に関する広報にかかる経費
- 四 公開上映に関する講演等の謝金及び旅費
- 五 前条第3項の実行委員会の開催に要する経費

(施設の制限)

第7条 会場施設等は、35ミリ映写設備を有する施設その他これに準ずる適当な設備を有する施設とする。

(観覧料)

第8条 会場施設等は、成人1人500円の範囲内で観覧料を徴収するものとする。この場合において、徴収した観覧料は、会場施設等がこの事業の実施に必要な経費の一部に充当するものとする。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は館長が定める。

附 則

- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。
- 2 この要項の施行日以降、最初の実施委員会委員に係る任期は第3条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。
- 3 この要項の施行日以前に実施している事業等については、なお従前の例により取り扱うものとする。